

JForest

# 森林組合だより

令和6年1月1日  
発行

第147号

▶▶ 令和6年 新年号 ◀◀



謹賀新年

本荘由利森林組合

由利本荘市水林381

TEL 0184-24-4141(代) FAX 0184-24-4143

HP <http://www.honmori.com/> メール [honmori@trad.ocn.ne.jp](mailto:honmori@trad.ocn.ne.jp)



# 新年のごあいさつ



代表理事組合長 小松佳和

新年あけましておめでとうございます。

組合員をはじめ関係者の皆様におかれまして、令和六年の新春を健やかに迎えにられたことと心よりお慶び申し上げます。旧年中は、当森林組合の活動に対しまして格別のご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症も五類に移行されましたが、引き続き感染拡大が懸念される中にも、ひとまず私たちの生活も社会経済活動も落ち着きを取り戻してまいりました。

本年度は、四年ぶりにコロナ禍以前に戻った第二十九回通常総代会をはじめ、第十五回森林組合まつり、連絡員会議等を盛会裡に開催することができました。また、ウッドショックを機に、国産材の活用が見直されている中、県下一のスギ人工林資源を活動基盤とする当森林組合では、森林資源の循環利用を推進するための再造林事業や、地球温暖化防止に寄与するバイオマス発電用チップの生産、木材の安定流通に向けた共販・製材事業、さらには、森林環境譲与税を活用した森林の健全化整備などで、県内の森林組合系統を牽引する活動を継続しております。他方、本年度から、近年の社会情勢と職員の働きやすさに照らして、完全週休二日制を導入しましたが、引き続き雇用管理の改善にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、関係諸機関と緊密に連携し、資源の循環利用と適切な管理及び人材の確保・育成等を推進することで地域の中核的担い手としての責務を果たしてまいりたいと考えておりますので、組合員をはじめ関係者の皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様方のご多幸、ご健勝をご祈願申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。本年もどうぞ宜しくお願いいたします。



## 謹賀新年



代表理事組合長 小松佳和

副組合長理事 佐々木法夫

副組合長理事 鈴木充

理事 佐藤健一

理事 齋藤惣一郎

理事 今野廣一

理事 佐藤勝榮

理事 佐藤勝

理事 板垣正昭

理事 小松幸夫

理事 武田清光

理事 佐藤勉

理事 三浦功

理事 熊谷修二

理事 伊藤典夫

理事 田口基

理事 小笠原俊彦

理事 小笠原勲

理事 鈴木敏規

理事 浅田照信

理事 佐藤憲一

代表理事 佐藤憲一

監事 村上佐左衛門

監事 加藤進

外職員一同

# 第67回 秋田県森林組合大会

令和5年11月17日（金）「秋田テルサ」（秋田市御所野）において、第67回秋田県森林組合大会が開催されました。

県内の10組合の役職員の他、秋田県知事、東北森林管理局長、秋田県議会議長、森林・林業・林産業活性化推進議員の会長、秋田県議会農林水産委員長、農林中央金庫秋田支店長、全国森林組合連合会会長等の御来賓及び多くの林業関係者が出席しました。

大会は県森連副会長を務める小松組合長の宣言で開会し、佐藤重芳県森連会長の挨拶に続き、御来賓の御祝辞と御祝電が披露されました。大会では林業の持続的展開とカーボンニュートラルへの貢献による「グリーン成長」の実現、県産材の供給・利用拡大に向けた対策の推進に取り組むことを誓いました。



## 【決議】

我々系統は、新たな系統運動方針「JFore stビジョン2030」の下、約3万人の組合員と一丸となって、再造林の推進による資源の循環利用と適切な経営管理の推進、人材の確保・育成等により、森林・林業の持続的な発展に取り組む決意である。

本日ここに、第67回秋田県森林組合大会を開催し、次の事項の実現に森林組合系統の総力をあげて邁進するものである。

- 一、林業の持続的展開とカーボンニュートラルへの貢献による「グリーン成長」の実現
- 二、県産材の供給・利用拡大に向けた対策の推進
- 三、森林組合系統再造林550運動の展開（5年間で再造林50%以上を実現）

以上、決議する。

令和5年11月17日  
第67回秋田県森林組合大会



## ◆ 優良現場技能者 秋田県森林組合連合会会長賞

佐藤 嘉一（林産販売課）  
齊藤 一樹（林産販売課）  
伊藤 優貴（加工課）  
小松 竜太（林産販売課）



# 北海道・東北ブロック「令和5年度林業グループコンクール」

10月30日(月)、北海道・東北ブロック「令和5年度林業グループコンクール」が青森県青森市にて開催され、令和5年1月の秋田県大会で優秀賞を獲得し秋田県代表となった本荘由利森林組合林業研究会が事例発表を行いました。

北海道・東北代表としては山形県代表の大江町光林会様が選出され、当研究会は残念ながら選外という結果になりましたが、代表となったグループの事例発表と当研究会の活動には合致する部分も多く、取り組みの方向性は間違っていないということを実感することができました。

依然林業ではICT化の動きが鈍いところではありますが、我々を含めた全国の林業グループの活動が業界に新たなイノベーションを起こすきっかけとなれるよう取り組みを継続し、その時代に適応した新しい林業の形を作り上げていきたいと思えます。

## ◆第1位(北海道・東北代表)

山形県/大江町光林会「スマホを持って所有林を探しに行こう」

## ◆第2位(副代表)

福島県/会津里山森林資源育成研究会

「会津桐の苗木生産と普及を通じた桐森林資源の育成等への取り組み」

## ◆次点(以下、発表順)

宮城県/一迫林業研究会「半世紀を見据える山の男たちのこれまでとこれから」

北海道/置戸町林業グループ「次世代に伝える林業への思い」

青森県/青森県グリーンマイスター協議会

「林業技術及び安全作業意識の向上!~林業の社会的地位の向上と次世代の担い手育成を目指す~」

岩手県/岩手県森林組合青年部連絡協議会「お山食堂からはじまる林業のみらい」

秋田県/本荘由利森林組合林業研究会「スマート林業における電子データで管理する山林情報」



12月8日(金)、第29回労働安全衛生大会が開催されました。毎年開催されているこの大会は、安全に対する意識をより高めるために、職員・技能班を対象に開かれています。

大会では、安全講話を行い、優良運転者への表彰、代表職員による安全宣言を行って、労働災害ゼロを誓いました。

安全講話では、由利本荘警察署交通課交通指導兼交通規制係長の太田武氏を講師としてお招きし、「由利本荘警察署管内の交通情勢について」と題して、ご講演いただきました。

## 第29回労働安全衛生大会

### ■無事故無違反

20年	五十嵐 仁	(加工課技能職員)
15年	植田 潤一	(加工課職員)
	三浦 淳	(林販課技能職員)
	小川 喜彦	(加工課技能職員)
	熊田 聖二	(林販課技能職員)
10年	武田 恵	(矢島支所職員)
	長沼 桃子	(造林課職員)
	金湖 靖彦	(加工課技能職員)
	小沼 大輔	(林販課技能職員)
	佐々木秀樹	(加工課技能職員)

### 優良運転者表彰

### 【大会宣言】 林産販売課 小松 竜太

私達は、安全管理の重要性及び労働災害防止活動を確認し、本大会の開催を契機に無事故・無災害の決意を新たに、災害防止対策を全力で取り組む事をここに宣言致します。

高める意識と安全行動  
築こうみんなのゼロ災職場

# 令和6年4月1日より 相続登記の義務化が開始されます!

令和6年4月1日より「民法等の一部を改正する法律」が施行され、相続登記が義務化となります。これにより、定められた期間内に所有権の移転登記手続きを行わないと、**罰則規定**が設けられることとなります。

当組合で相続加入の手続きを行った方々の中にも、正式に所有山林の移転登記を実施されていない組合員の方が多く見受けられます。所有山林の移転登記は当組合への相続加入手続きと別に法務局に対し届出を行わなければならないので、移転登記をされていない方は司法書士等にご相談の上、移転登記の実施をお勧めいたします。

今回の改正のポイントについては以下のとおりです。

相続により（遺言による場合を含む。）不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請しなければならない。また、遺産分割協議の成立により、不動産を取得した相続人は、遺産分割協議が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記の申請をしなければならない。なお、**正当な理由※**がないにもかかわらず申請をしなかった場合には、**10万円以下の過料**が科されることがある。

なお、**施行日より以前に相続となった場合も対象**となりますので、ご注意ください。

- ※ 1. 相続登記を放置したために相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の必要な資料の収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケース  
2. 遺言の有効性や遺産の範囲等が争われているケース  
3. 申請義務を負う相続人自身に重病等の事情があるケース、など

相続登記手続きを  
放置していると  
こんなことにも

- ・ 不動産を売れない、担保設定ができない
- ・ 権利関係が複雑になり余計な費用が必要に
- ・ 認知症等で遺産分割が困難に
- ・ 他の相続人の債権者による差し押さえも
- ・ 登記に必要な書類が入手困難に



## こんな心当たりはありませんか？

- 住宅、土地が亡くなった親又は祖父母の名義になっている（変更した記憶がない）
- 遠方に土地があるが、何十年も現地を見に行っていないし謄本も見していない
- 名義人が既に他界しているが、どうしたら良いかわからずにそのままにしている
- 家族構成に複雑な事情があるので今後の相続が不安だ・・・など

➡ 当てはまる項目がある方は、近隣の司法書士へのご相談をお勧めいたします。



# 木材市況情報 (令和5年)

単位：円、上段（石当り価格）  
下段 m 当り 価格

12月4日					
樹種	材長 m	径級 cm	本荘由利木材流通センター		
			高 値	安 値	平均価格
スギ	3.65	14下	(1, 889) 6, 802	(1, 885) 6, 787	(1, 888) 6, 798
		16~22	(3, 395) 12, 223	(3, 190) 11, 487	(3, 316) 11, 941
		24~34	(3, 958) 14, 251	(3, 374) 12, 149	(3, 730) 13, 428
出材量・販売量・販売率			371m <sup>3</sup> (1,335石)・371m <sup>3</sup> (1,335石)・100%		
12月：出品数量が少ないこともあったが、曲がり材も含め、引き合いが強く完売。単価も前月比で強含み。					

## … 各種届け出のお願い …

相続等による名義変更をされていない方は速やかにお手続きをお願いいたします。特に自己都合による脱退については、今年度脱退の締切が**令和6年1月末**と期日が迫っておりますのでご注意ください。ご不明な点がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

### ● 賦課金納入

令和5年度分の賦課金について、未納の方は速やかにご入金ください。納入方法、納入先、また納入有無の確認等、ご不明の点がございましたらご連絡ください。

### ● 相続届

相続開始後90日以内にご提出ください。郵便物が亡くなった方の名前で届いてしまうほか、補助申請や選挙などに支障をきたす場合がございます。速やかにお手続きをお願いいたします。

なお、法的に相続放棄をしている等で相続人がいない場合は当組合へお問い合わせください。

### ● 法人、団体、代表者名の変更

法人、団体、地域等、団体名で加入されている組合員様で、「団体名の変更」又は「代表者名の変更」がございましたら届け出をしていただく必要がありますのでお問い合わせください。

### ● 住所及び所有山林面積の変更届等

組合からの郵送物が届かない、電話連絡が取れない方がいらっしゃいます。引っ越し等で住所や連絡先に変更がありましたら、お早めにご連絡ください。また、所有山林面積に変更がある場合、来年度の賦課金額に変更が生じるため、こちらもお早めにお手続きをお願いいたします。

### ● 脱退届

自己都合で組合から脱退をご希望される方の、今年度内の脱退届の提出締切は**令和6年1月末**となっております。締切日以降の提出となった場合は翌年度での脱退となり、令和6年度の賦課金の請求対象となってしまうため、年度内の脱退をご希望の方は速やかにお手続きをお願いいたします。所有山林をすべて売却した等の理由で組合員資格を喪失した場合の脱退については、令和6年3月末までにお手続きいただければ今年度内の脱退となります。